【令和８年４月１日以降】

重 要 事 項 説 明 書

入 園 の し お り

社会福祉法人 松島中央厚生会

こ ど も 園 長 橋

〒037-0621 五所川原市大字豊成字田子ノ浦 70 番地 5

ＴＥＬ 0173-29-3108 ＦＡＸ 0173-29-3106

この「重要事項説明書（入園のしおり）」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第５条の規定に基づき、特定教育・保育の提供締結に際して内容を説明するものです。

１．施設の目的及び運営の方針

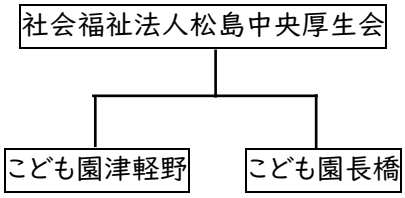

○運営主体

名　　称	社会福祉法人　松島中央厚生会
所　在　地	青森県五所川原市大字米田字八ッ橋 67 番地 2
電 話 番 号	0173－35―2368
代表者氏名	理事長　澁谷省吾

○施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	こども園長橋
施設の所在地	青森県五所川原市大字豊成字田子ノ浦 70 番地 5
連　絡　先	TEL 0173－29－3108　　FAX 0173－29－3106
園 長 氏 名	吉田純子
対 象 児 童	産休明けの乳児から小学校就学前の児童
利 用 定 員	１号認定 15 名　２号認定 10 名　３号認定 20 名
開設年月日	認可保育所　昭和 54 年 10 月 1 日～ 幼保連携型認定こども園　平成 27 年 4 月 1 日～現在

○事業の目的・運営方針

こども園長橋は、「認定こども園法」及び「子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」「教育基本法」「児童福祉法」に基づいて「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示すところに従い、こどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うために楽しく望ましくふさわしい環境を通して、こどもに対する教育及び保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを基本としています。

職員が教育及び保育に臨む姿勢においては、人権の尊重とプライバシーの保護のもとに子どもや家庭に対してわけへだてなく教育及び保育を行い、常に子どもの最善の幸福を願うために保護者からの意見や要望を真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい教育及び保育のために努力研鑽します。

２．提供する特定教育及び保育の内容

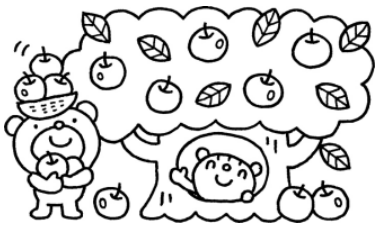

教育及び保育目標	**楽しい・望ましい・ふさわしい「育ち合い教育・保育」** 生命を大切にし、たくましくしなやかに生きる子ども「生きる力」 平和を愛し、友だちと仲良く遊ぶ子ども「思いやりの心」 様々な自然・社会体験を通してやる気を育み、楽しく遊び学ぶ子ども 「豊かな学び（遊び)」
輝く未来を目指す子ども像	**「健康でいきいきした子ども」** 基本的な生活習慣を身につけ、すすんで体位体力の向上を図り、身体諸機能の発達をうながしている。 **「自分からすすんで行動する子ども」** 自分のことは自分ですると共に、まわりに対する関心を深め、正しいことはすすんで実行する態度を養っている。 **「創造的でよく考える子ども」** 創意工夫することを喜び、個性豊かでいきいきした表現力を養うよう努めている。 **「ねばり強く集中できる子ども」** 物事に興味や意欲を持って取り組み、最後までやり遂げようする態度を養っている。 **「思いやりがあり感性豊かな子ども」** 生き物（動植物）を愛し、いたわり、美しさを求める豊かな情操を養う。また、一人一人が生かされ、認められるよう子どもが相互に必要な存在であることを実感できるような心情を育んでいる。 **「みんなと協力して楽しく遊ぶ子ども」** 友だちとよく遊び、みんなで力を合わせることの素晴らしさや楽しさがわかるような協調性、社会性を養えるよう努めている。
本園の特色	・乳児保育、障害児保育、放課後児童クラブ（学童保育）の実施 ・地域子育て支援拠点事業ひろば型 ・一時預かり保育、延長保育、休日保育の実施 ・年間を通じた生命の尊さを育む活動「りんご栽培・自然体験やお散歩」 ・郷土芸能文化伝承活動事業（虫送り、焼き物作り） ・豊かな感性を養うための音楽表現活動 ・日本文化活動としての茶の湯くらぶや子ども茶会 ・国際社会に目を向けた英会話教室「英会話であそぼう」 ・文字や言葉、数に関する認識力や語彙数を培う言葉の知育活動「ことばのパレットタイム」 ・科学する心を培う「かがくタイム」　など

食事の提供	園児の発達を助長するために必要な栄養を与え、偏食を無くし、食事における基本的生活習慣や集団で食べるときのマナーを身に付け、楽しく食事できるように進めます。 （１）給食は、栄養士が作成する献立により、こども園で調理しています。 （２）全園児完全給食で主食（ごはん、パン、麺類）と副食（おかず、デザート、おやつ）が提供されます。 （３）おやつは、午前中に３歳未満児へ、午後は全園児に提供されます。 （４）乳児については、月齢に応じて離乳食、ミルクになりますのでご相談ください。 （５）毎月、献立表を配布しますので、詳しい献立内容につきましては、そちらをご覧ください。 （６）食物アレルギーの対応は、親子ともに心理的な負担が大きくなることが多く、制限内容によっては、発達障害や栄養失調なども心配されます。当園では、食物アレルギーの除去食や代替食も対応していますが、下記の場合によりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。 ①保護者独自の判断での食物除去依頼にはお応えできません。 ②医療機関でのアレルゲン抗体検査や診断を受け、その診断書および指示に従って進めるようにしています。

３．職員の職種、員数及び職務の内容

職　種	人　数	職務の内容
園　長	１名	法令等遵守の基、園務をつかさどり、所属職員を監督する。また、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに教育及び保育における一体的な管理運営を行う。
主幹保育教諭	２名	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどり、改善及び充実の為に必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	５名以上	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士又は調理員	１名以上	園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動や調理業務等を行う。
支援員	４名以上	地域子育ての支援、放課後児童クラブの支援、乳児等通園支援事業、保育の補助等、児童の健康や安全等の環境を整え、健全な育成支援の活動等を行う。

※この他、補助保育教諭、講師、看護師、事務員、用務員等その他必要な職員を置くことがあります。

※保育教諭数は、園児数により変動しますが、国で定めている教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を配置しています。

※職員は、開所時間（12 時間）のために当番で勤務していますので、保護者の皆様と担任が直接お会い出来ない日もあります。連絡事項などは、キッズビュー（連絡ツール）に記載し、当番で対応している職員にも口頭でお知らせください。

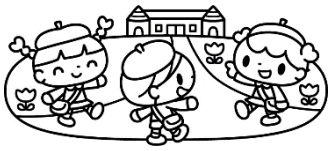

４．特定教育・保育を行う日及び時間等

（１）開園日

こども園長橋の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

※学年及び学期・休業日（「こども園長橋　園規則第７条・第８条」参照）

学　期	期　間	休 業 日	１号認定の子どもの休園日	
第１学期	4/1～ 7/31	国民の祝日の関する法律に規定	土曜日、日曜日、国	夏季休園 7/24 ～ 8/16
第２学期	8/1～12/31	する日及び日曜日	民の祝日に関する法	冬季休園 12/24～ 1/7
第３学期	1/1～ 3/31	年末年始休業日 12/29～1/3	律に規定する休日	

※非常事態や急迫の事情があるときは、臨時に休園する場合もあります。

（２）開園時間　　7 時 00 分～19 時 00 分

※教育及び保育の時間と保護者の就労時間　（「こども園長橋　園則第 12 条」参照）

区　分	年　齢	認　定	教育・保育基本時間	保護者の就労時間
1 号認定	満 3 歳以上	教育標準時間認定（標準 4 時間）	8:30～12:30(4 時間)	必要なし
2 号認定	3 歳児以上	保育標準時間利用認定	7:00～18:00(11 時間)	月 120 時間以上
		保育短時間利用認定	8:00～16:00(8 時間)	月 48 時間以上 120 時間未満
3 号認定	3 歳児未満	保育標準時間利用認定	7:00～18:00(11 時間)	月 120 時間以上
		保育短時間利用認定	8:00～16:00(8 時間)	月 48 時間以上 120 時間未満

入園当初は、こども園に無理なく慣れるために１号および２号認定は一週間程度の慣らし保育（新入園児は 12 時で降園）をします。３号認定は、子どもの様子をみながら必要な時間及び日数を慣らし保育とします。

（３）一時預かり事業（幼稚園型）、延長保育事業

勤務時間の都合又は特別な事情により、一時預かりや延長保育が必要な場合は、一時預かり申請書・延長保育申請書に記入し、申請してください。月曜日から土曜日までの下記の時間の範囲内で保育いたします。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>認　定
（　）内は、基本時間</th><th>一時預かり時間</th><th>延長保育時間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１号認定
（満３歳以上）</td><td rowspan="2">教育標準時間利用認定
（8:30～12:30）</td><td>平日（月～金）
7:30～8:30、12:30～18:00</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>土曜日、夏季・冬季休園
7:30～18:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定
（３歳児以上）</td><td>保育標準利用認定
（7:00～18:00）</td><td></td><td rowspan="4">18:00～19:00</td></tr>
<tr><td>保育短時間利用認定
（8:00～16:00）</td><td>月～土
7:00～8:00、16:00～18:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３号認定
（３歳児未満）</td><td>保育標準利用認定
（7:00～18:00）</td><td></td></tr>
<tr><td>保育短時間利用認定
（8:00～16:00）</td><td>月～土
7:00～8:00、16:00～18:00</td></tr>
</table>

※急な事情による場合でもご連絡をいただければ延長保育の利用は可能です。その場合、後日改めて一時預かり申請書・延長保育申請書を提出してください。

（４）休日保育事業

保護者の就労又は特別な事情により、日曜・祝日の休日保育の必要な場合は、休日保育申込書に記入し、申請してください。なお、休日保育の利用時間は、午前８時から午後５時までを基本としています。詳しく知りたい方は、いつでもご連絡ください（TEL29－3108）。

（５）一時預かり事業（余裕活用型）

保護者の急な事情により一時的に保育が必要な場合（就労、産前産後２ヵ月、疾病・負傷・心身障害、同居または長期入院中の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVの恐れ等）には、未就園児（認定者以外）の一時預かりも実施しています。保育をご利用の際は、一時預かり申請書に記入の上、提出してください。なお、一時預かり事業（余裕活用型）の利用時間は、午前８時から午後５時までを基本としていますが、お困りの時にはいつでもご相談ください。

（６）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業、余裕活用型）

令和８年度からこども誰でも通園制度として、保護者の就労状況を問わず、こども園を時間単位で利用することの出来る「こども園長橋乳児等通園支援事業」も実施しています。乳児等通園支援事業を利用したい方は、五所川原市のホームページより登録及びお申し込みください。
詳しく知りたい方は、いつでもご連絡ください。

５．保育料等

（１）利用者負担額（保育料）

利用者負担額は、以下の通りです。

区　分	年　齢	認　定	時　間	金　額
１号認定	満３歳以上	教育標準時間利用認定	8:30～12:30	教育・保育の無償化により無料
２号認定	３歳児以上	保育標準時間利用認定	7:00～18:00	
		保育短時間利用認定	8:00～16:00	
３号認定	３歳児未満	保育標準時間利用認定	7:00～18:00	居住地の市町村が所得に応じて定める額
		保育短時間利用認定	8:00～16:00	

※こども園に月内に納めてください。

※１ヶ月間休まれても籍のある間は、全額納めていただくことになっております。

（２）実費徴収額

教育・保育に係る実費分として、以下の金額を徴収いたします。

○給食費（食材料費）

区　分	副食費（おかず・おやつ等）	主食費（ご飯、パン、麺類等）
１号認定 ２号認定	月額 4,900 円	月額 500 円
３号認定	利用者負担額に含まれているため無料	

※１号および２号認定の給食費は、月額 5,400 円の徴収を原則とし、欠席による返金は、基本的にありません。

○通園送迎車利用料

園児の送り迎えについては保護者が責任を持って付き添うことになりますので、ご協力をお願いします。また、こども園の通園送迎を利用したい方は、通園送迎利用申込書に記入の上、お申込みください。運行ルートは、旧五所川原市内となります。

区　分	利用形態	10 ㎞未満	10 ㎞～15 ㎞	15 ㎞～20 ㎞	２人目以上
１号認定	朝のみ	無　料	無　料	無　料	無　料
	往　復	無　料	無　料	無　料	無　料
２号・３号認定	朝のみ	月額 1,000 円	月額 1,500 円	月額 2,000 円	半　額
	往　復	月額 2,000 円	月額 3,000 円	月額 4,000 円	半　額

○一時預かり利用料および延長保育利用料

<table>
<tr><th>区　分</th><th>認　定</th><th>一時預かり時間</th><th>利用料</th><th>延長保育</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１号認定
（満３歳以上）</td><td rowspan="3">教育標準時間利用
認定
（8:30～12:30）</td><td>平日（月～金）
7:30～8:30、12:30～18:00</td><td>１日 200 円</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>土曜日、夏季・冬季休園
8:30～12:30</td><td>１日 200 円</td></tr>
<tr><td>7:30～8:30、12:30～18:00</td><td>１日 200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定
（３歳児以上）</td><td>保育標準利用認定
（7:00～18:00）</td><td></td><td></td><td rowspan="4">18:00～19:00
100 円</td></tr>
<tr><td>保育短時間利用認定
（8:00～16:00）</td><td>月～土
7:00～8:00、16:00～18:00</td><td>１日 200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３号認定
（３歳児未満）</td><td>保育標準利用認定
（7:00～18:00）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保育短時間利用認定
（8:00～16:00）</td><td>月～土
7:00～8:00、16:00～18:00</td><td>１日 200 円</td></tr>
</table>

○休日保育利用料

当園の休日保育は、五所川原市休日保育実施要綱に基づき実施しています。そのため、対象となる園児（２号・３号認定）の休日保育は、子どもの養護面への配慮により休日保育利用日後、６日以内に振替の休みを取る場合において無料となります。但し、休めない場合は下記の通りとなります。

区　分	利用料
２号認定	8:00～17:00　１日 1,500 円
３号認定	8:00～17:00　１日 2,000 円

○一時預かり事業（余裕活用型）

未就園児（認定者以外）の一時預かり利用料については、下記の通りとなります。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>利用料</th><th>8:00 前　17:00 以降の利用</th></tr>
<tr><td>３～５歳児</td><td>8:00～17:00　１日 1,500 円</td><td rowspan="2">30 分毎に 100 円追加</td></tr>
<tr><td>０～２歳児</td><td>8:00～17:00　１日 2,000 円</td></tr>
</table>

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の就労要件を問わず、未就園児（認定者以外）が時間単位で通園できる制度となっており、詳しくは、五所川原市のホームページをご覧ください。なお、当園を利用する際の利用時間および利用料金はお子さま一人当たり下記の表の通りとなります。

対象年齢	利用可能日および時間	利用料金
０歳６か月～満３歳未満	月～土　8:00～18:00 （月 10 時間が上限）	１時間 300 円

６．利用定員

○年齢別利用定員

区　分	０歳	１歳	２歳	満３歳	３歳	４歳	５歳	計
１号認定				５名		５名	５名	15 名
２号認定					３名	３名	４名	10 名
３号認定	６名	７名	７名					20 名
計	６名	７名	７名	８名		８名	９名	45 名

○学級編成

当園の学級数は次の通りとし、１学級は学年の始めの日において同じ年齢にある園児 30 人以内で編成しています。

区　分	年　齢	学級数	年　齢	学級数	年　齢	学級数
１号・２号認定	５歳児	１	４歳児	１	３歳児	１
３号認定	２歳児	１	１歳児	１	０歳児	１

但し、１号認定者 15 名、２号認定者 10 名の範囲内において、３歳以上児の１学級の人数の変更を許容し、３号認定者 20 名の範囲内においても３歳未満児の１学級の人数の変更を許容するものとしています。また、同年齢による学級編成を基本とするが、国で定める保育教諭定数および部屋の面積が許容内にある場合には、異年齢による学級編成も有り得ます。

７．利用の開始及び修了に関する事項

○入園

本園を利用するにあたり、次の手続きが必要です。

区　分	対象年齢	必要書類	提出先
１号認定	満３歳以上の就学前の子ども（２号除く）	①支給認定申請書 ②副食費免除を決定するための書類	こども園
２号認定	３歳以上で保育を必要とする子ども	①支給認定申請書 ②就労証明書（父、母、60 歳未満の同居する祖父母）	居　住の市役所・町村役場
３号認定	３歳未満で保育を必要とする子ども		

※１号認定の定員を超える利用希望がある場合には、園則の規定により選考を行います。

入園が決定した場合には、本園との利用契約書を締結していただきます。

○退園・転園

本園を退園または転園する場合には、希望する日の１ヵ月前までに「教育・保育給付認定取消届」を提出してください。

転園先の決定や市外への転出がある場合には、職員へお知らせください。

○利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了します。

①園児が小学校就学の始期に達したとき

②「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき

③支給認定保護者から本こども園の利用の取り消しの申し出があったとき

④市町村が本こども園の利用継続が不可能であると認めたとき

⑤その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

８．緊急時等における対応方法

○緊急時の対応

管轄の警察署	七和駐在所、五所川原警察署
園　医	医療法人済生堂　増田病院　（青森県五所川原市字新町 41）
対応方法	①教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。 ②教育・保育の提供により事故が発生した場合は、五所川原市福祉部子育て支援課及び保護者に連絡するとともに必要な措置を講じます。 ③園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
一斉連絡方法	各クラスで連絡網を作成し、電話連絡を行います。
本園の対策	・防犯カメラ　16 台（外側５台、園内 11 台） ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

９．非常災害対策

○非常災害対策

消防計画	届　出　先	五所川原消防署
	届出年月日	平成 28 年 5 月 31 日
	防火管理者	吉 田 純 子
避難訓練	防災総合訓練（年２回）とともに火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施。さらに不審者対策の避難訓練も年２回実施。	
防災設備	消火器、自動火災報知設備、誘導灯、通報装置	
避難場所	第一避難場所	園　庭
	第二避難場所	車寄せ・西側駐車場
園児の引渡し	上記避難場所の安全な場所で職員が行います。	

※非常事態の場合はできるだけ早く保護者、又はそれに代わる人が迎えに来てください。尚、その際には必ず職員に自分の子どもの名前を報告して連れて帰るようにしてください（台風接近、豪雪などで危険な場合は、臨時休園または早く帰すこともあります)。

１０．虐待の防止のための措置に関する事項

○本園では、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の定めに従い、以下の通り実施しています。

（１）当園を利用する子どもの人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報活動など、児童虐待防止に努め、必要な措置を講じます。

（２）職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、五所川原市・児童相談所等の適切な機関に通報いたします。

１１．相談・要望・苦情等の受付

○本園では、相談・要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用相談窓口	受付担当者	主幹保育教諭　　吉田あゆみ
	解決責任者	園　　長　　吉 田 純 子
	受 付 時 間	開所時間内（7:00～19:00） ※但し、担当者が不在の時は主幹（鹿内）までお申し出ください。
	受 付 方 法	要望等苦情受付ボックス投書、個人面談 TEL 0173－29－3108　FAX 0173－29－3106
第三者委員	三上秀幸氏・大澤公至氏	

○相談・要望・苦情への対応の流れ

相談・要望・苦情（窓口担当：主幹保育教諭）

↓

事実関係の確認・・・①相談者からのヒアリング
②加害者とされた者からのヒアリング
③同僚など第三者からのヒアリング

↓

結果に基づき、相談者への説明、園内環境の見直しと防止策の徹底、当事者間の関係改善援助などを行います（苦情解決責任者：園長）。

※必要に応じて第三者委員（外部の苦情解決委員）にも相談できます。

１２．保険に関する事項

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	賠償責任保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）
保険の内容	施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の普通保険約款・特別約款、特約に基づく

１３．守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

○守秘義務について

本こども園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持し、退職後においても同様に秘密を保持することが園則（第 22 条）や就業規則（第 3 章）に規定されています。

○園児及びその保護者に係る個人情報について

以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

（１）小学校への円滑な移行・接続が図れるよう就学先の小学校との間で情報を共有する。

（２）市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の利用者負担額（保育料）の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用する。

（３）転園の際に転園先の施設との間で必要な連絡調整を行う。

（４）緊急時において病院、その他の関係機関に対し必要な情報提供を行う。

１４．その他

○入園に際し、準備していただきたいこと

（１）こども園は楽しいところです。

「そんなことをすると、こども園へ行けませんよ」「そんなことをすると、こども園の先生に怒られますよ」などと言って、子どもに不安を与えないようにしてください。

（２）規則正しい生活に慣れるようにしましょう。

毎朝、決まった時間に家を出るようになりますから、起床、食事、排泄など生活のリズムをできるだけ習慣づけるようにしましょう。

（３）交通のきまりを正しく身に付けるようにしましょう。

自分の生命につながる大切なしつけです。通園路をしっかり把握し、交通のきまりを守るようにしましょう。

（４）持ち物や衣類には、必ず名前をはっきりと記入してください。

鞄、帽子など間違えないように、目印などを付けて工夫しておくと良いでしょう。おたより帳、名札の保護者の記入欄には、必ず記入しておきましょう。

（５）用意するもの（参照ｐ17～ｐ18）

○午睡について

子どもにとって午睡は健康上大切なことなので、２号・３号認定全員午睡がありますが、子どもの心身の健康状態に配慮しながら進めます。但し、年長児は就学へ向けて体調を整えるため徐々に午睡を減らし、生活リズムの習慣づけを図っていきます（なお、その日の活動によっては午睡することもあります)。

○健康管理について

（１）入園後しばらくの間は、お子さんは心身ともに大変疲れて帰ることが予想されます。帰宅後は、十分に水分補給及び休息、睡眠をとらせてください。

（２）朝食は必ず食べさせるようにし、用便はできるだけ毎朝登園前に済ませるように習慣付けましょう。

（３）食事やおやつの前、外から帰った時は、うがい手洗いをさせるようにしましょう。

（４）登園前にお子さんの健康状態をよく観察し、病気や健康状態に異常のある場合は登園をひかえましょう。

（５）薬は、集団ですので原則として取り扱いませんが、やむを得ない事情がある場合のみ、承諾書に記入の上、１回分ずつ持たせるようにしてください。

（６）持病（喘息、ひきつけ、アレルギー体質、その他)、関節のはずれやすい子、熱のすぐ出る子、薬品まけのする子は保育上注意しなければなりませんので、必ずお知らせください。

（７）次のような状態で、集団生活が無理な場合は連絡しますので迎えに来てください。

・発熱（37.5 度以上)。
・咳のひどいとき。
・嘔吐や下痢のひどいとき。
・伝染病の疑いのあるとき。
・その他、受診の必要なとき。

※早めに受診し、回復するように心がけましょう。

※解熱後や嘔吐下痢の症状が治まった後、24 時間を経過してから登園させてください。

（８）病気で休むときは、病状及び病名を必ずお知らせください。
（９）伝染病の場合、他にうつる心配が無くなるまで登園停止になります。
・登園停止期間は別表１の通りです。また、治療してもお子さんの健康状態を十分観察して、集団生活に耐えられることを目安にしてください。
・伝染病と診断されたときは、速やかに園に連絡してください。
（10）園では身体測定、歯の検診、歯磨き指導、健康診断等いたします。
検診後、嘱託医から受診の必要があると言われたときは、速やかに医療機関にご相談ください。
（11）こども園は集団生活ですので、決められている予防接種はお子様の健康維持のために早めに受け、接種日をキッズビュー（連絡ツール）の「成育歴」予防接種の欄にもご記入ください。
（12）４ヵ月児、１歳６ヶ月児、３歳児、５歳児の定期健康診断は忘れずに受けてください。受診後は、結果をこども園の方にお知らせください。

○入園後のお願い
（１）毎月、園だよりを発行します。よく読んで見落としのないようにしてください。全体的な連絡は、キッズビュー（連絡ツール）の「お知らせ」に掲載いたします。個人的な事柄はキッズビューの「園より」に記入し、連絡しますので毎日ご確認ください（月末には出席状況、身体測定の結果も記入します)。
（２）落し物、忘れ物は、なるべく早く園へ申し出てください。
（３）予防接種などは各自で受け、予防接種後は、自宅でゆったり過ごしながら発熱や接種箇所の赤みや化膿などの異変がないか様子をみましょう。
（４）転居、家族構成などの変更があった時は、早めに園まで連絡してください。
（５）教育及び保育中の保育教諭の呼び出しは、なるべくご遠慮ください。
（６）お子さんについてのご相談、教育・保育に関する疑問、園に対してのご意見がおありの方は、お気軽にお申し出ください。

こども園での一日の流れ

<table>
<tr><td rowspan="2">時間</td><td>３号認定の子ども</td><td>２号認定の子ども</td><td>１号認定の子ども</td></tr>
<tr><td>０～２歳児</td><td>３～５歳児</td><td>満３歳児、３～５歳児</td></tr>
<tr><td>7:00</td><td>開園・順次登園</td><td>開園・順次登園</td><td>開園・順次登園</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">視診・排泄
自由遊び</td><td rowspan="2">視診・排泄
自由遊び</td><td>一時預かり開始
視診・排泄
自由遊び</td></tr>
<tr><td>8:30</td><td>一時預かり終了</td></tr>
<tr><td>9:00</td><td>片付け
排泄・手洗い・うがい
朝の会（あいさつ・
うた）</td><td colspan="2">片付け・排泄・手洗い・うがい
朝の会（あいさつ・うた）</td></tr>
<tr><td>9:30</td><td>おやつ・水分補給・授乳</td><td colspan="2" rowspan="4">主題活動・遊び</td></tr>
<tr><td>10:00</td><td>主題活動・遊び</td></tr>
<tr><td>10:50</td><td>片付け・排泄</td></tr>
<tr><td>11:00</td><td rowspan="2">手洗い・うがい
昼食準備
昼　食</td></tr>
<tr><td>11:20</td><td colspan="2">片付け・排泄・手洗い・うがい・昼食準備</td></tr>
<tr><td>11:30</td><td>片付け・排泄・手洗い</td><td colspan="2">昼　食</td></tr>
<tr><td>12:15</td><td rowspan="2">午　睡</td><td>歯磨き・着替え
排泄・手洗い
午睡準備</td><td>歯磨き・降園準備</td></tr>
<tr><td>12:30</td><td>午睡・休息</td><td>順次降園・一時預かり開始
午睡・休息</td></tr>
<tr><td>14:30</td><td>起床・排泄・着替え</td><td colspan="2">起床・排泄・着替え・手洗い・うがい</td></tr>
<tr><td>15:00</td><td>授乳・おやつ
うがい</td><td colspan="2">おやつ
歯磨き・降園準備</td></tr>
<tr><td>15:30</td><td>帰りの会
視診・順次降園</td><td colspan="2">帰りの会
視診・順次降園</td></tr>
<tr><td>16:00</td><td>自由遊び</td><td colspan="2">自由遊び</td></tr>
<tr><td>16:50</td><td>片付け
排泄・手洗い・うがい</td><td colspan="2">片付け・排泄・手洗い・うがい</td></tr>
<tr><td>17:00</td><td colspan="3">異年齢交流保育</td></tr>
<tr><td>18:00</td><td>延長保育・軽食</td><td colspan="2">延長保育・軽食</td></tr>
<tr><td>19:00</td><td colspan="3">閉　園</td></tr>
</table>

※乳児は月齢によって生活リズムが違いますので、個人差に対応した保育をいたします。

別表１
・主な病気と登園のめやすは下記の通りです。

病名	主要病状	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 （はしか）	高熱・咳・鼻水 結膜充血・口内発疹	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	発熱・咳・頭痛 くしゃみ・咽頭痛	症状が有る期間（発症前24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日を経過していること（乳幼児にあっては３日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、鼻汁のどの痛み、味覚嗅覚異常	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状者の感染者の場合は、検体採取日を０日目として５日を経過すること。
風疹 （ふうしん）	発しん、発熱、 リンパ節腫張、悪寒	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘 （みずぼうそう）	発しん （斑点状の赤い丘しん→水疱→痂皮）	発しん出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての水泡が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱 唾液腺の腫張・疼痛	発症３日前から耳下腺張後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	慢性的な発熱（微熱）、咳、疲れやすさ	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	高熱、扁桃腺炎、 結膜炎	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	目の充血、目やに	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳、 咳とともに嘔吐	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	水様下痢便、腹痛 血便	－	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、５歳未満の子どもについて２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、（－）としている。

病名	主要病状	感染しやすい期間	登園のめやす
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜化出血、目やに、角膜の混濁	－	医師により感染の恐れがないと認められること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	発熱、頭痛、嘔吐	－	医師により感染の恐れがないと認められること
溶連菌感染症	扁桃炎、伝染性膿痂しん（とびひ）、中耳炎、肺炎、化膿性関節炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛、肺炎中耳炎や発しんを伴うこともある。	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	口腔粘膜と手足の末端に水疱性発しん、発熱、のどの痛みを伴う	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （りんご病）	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛、両側頬部に孤立性淡紅色斑丘しん	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス、アデノウイルス）	嘔吐、下痢	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	高熱、のどの痛み、咽頭に赤い粘膜しん、水疱、潰瘍	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器感染症で、咳、鼻汁がみられる	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	数日間、軽度の痛みや違和感、多数の水疱（水ぶくれ）が集まり、紅斑となる	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	３日間程度の高熱の後、解熱するとともに紅斑が出現し、数日で消えてなくなる	－	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、（－）としている。

※15～16 ページの表は、「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考にしています。詳しい内容につきましては、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」をご参照ください。

※一人一人、病状の出方に個人差がありますし、何分、集団生活の場ですので、どの病気にかかってもお子さまを登園させる前には、必ず病院の先生に「こども園に登園させても大丈夫ですか？周りの子に感染しませんか」と一言確認してくださいますようお願いします。

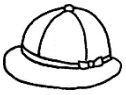

用意するもの

	うさぎ・ばんび・きりん組（３～５歳児）	りす・こあら組（１～２歳児）	ひよこ組（０歳児）
服装	・動きやすく汚れても良い服装 ・子ども自身着脱のしやすいもの ・帽子は毎日かぶるようにする。 （冬）アノラック・オーバーズボン・冬用帽子・手袋などは、雪遊びの為、毎日着用する。		・月齢の低い子はつなぎでも構わないが、５～６ヶ月を過ぎたら出来るだけ上下離れている服装にする。 ・帽子は各自用意する。
ズック	・内履き→白ズック（底ゴムが白っぽいもの） ・外履き→白又は柄のズック ・内履きを入れるズック袋		・歩行が可能になったら用意する。
カバン等	※通園用カバンまたはリュック （こども園から配布されるおたよりや食事用品を入れるために使用。洋服に名札も付ける。） ・着替え用バック		※着替え等を入れる大きめのバック （バックに名札も付ける。）
食事用品	※巾着袋に次の物を入れる。 ※はしスプーンフォークセット ※おしぼり（濡らす） ※おしぼりケース	※巾着袋に次の物を入れる。 ・はしスプーンフォークセット ・ぬれたおしぼりとケース、エプロン ※よだれの多い子は巾着袋によだれかけ又はエプロンを３枚程入れる。	・哺乳瓶や乳首はこども園で準備します。 ※離乳食が始まったら巾着袋に次の物を入れる。 ・スプーンフォークセット ・ぬれたおしぼりとケース ・エプロン
衛生用品	※ハンカチ、ティッシュをカバンのポケットに入れて、持ち歩く習慣を身に付けられるようにする。		※巾着袋にガーゼのハンカチ２枚、よだれかけ又はエプロンを３枚程入れる。
	※汚れた衣服を入れるためのビニール袋（２～３枚）又はエコバックを入れておく。		
	※巾着袋に歯ブラシ、コップを入れて毎日持たせる。 ・歯ブラシの毛先が広がってきたら新しい物に取り替える。		※歯が生えたら歯ブラシを用意する。

<table>
<tr><td></td><td>うさぎ・ばんび・きりん組
（３～５歳児）</td><td>りす・こあら組
（１～２歳児）</td><td>ひよこ組
（０歳児）</td></tr>
<tr><td>排泄用品</td><td></td><td colspan="2">※こども園で生活する時間帯に使用する紙オムツは園で準備します（2 歳の誕生日前日まで)。ただし、登降園時に急遽、オムツが必要となる事も予想されるため、着替え用の大きめバックに２～３枚入れておくことをお薦めします。
※バスタオル又はオムツ交換用マット（シート）１枚
※トレーニングパンツへの移行期はトレーニングパンツを３～５枚</td></tr>
<tr><td rowspan="2">午睡用品</td><td>・大きめの巾着袋にパジャマ上下を入れる。</td><td colspan="2">・バスタオル１枚</td></tr>
<tr><td colspan="3">・カバーをかけた掛布団、敷布団で子どもの持てる軽いもの。
・カバーは子どもでも簡単に取り外せるもの。
・夏はバスタオル又はタオルケットを用意する。
（市販以外の場合、掛布団 130×88 ㎝　敷布団 113×68 ㎝）</td></tr>
<tr><td>着替え</td><td colspan="3">※着替え用バックに下着の上下、上着の上下、靴下等を２～３組ずつ入れる。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">※印の物は毎日持ってくる物です。
・教材関係につきましては、こども園で準備し、使用します。
・はし、スプーンフォークセット、おしぼり、エプロン、ハンカチ、歯ブラシ、コップ等は毎日洗って持たせてください。
・巾着やケースは週末に洗ってください。
・布団カバー、パジャマ、ズックは週末に持たせますので、洗って月曜日に持たせてください（りす・ひよこ組のズックは１ヶ月に１回くらい)。
・持ち物や衣類、布団等に全て名前を忘れずに付けてください。</td></tr>
</table>

令和８年度年間行事予定表

月	行　事（☆：保護者参加行事）
4	☆入園進級式　交通安全指導　お誕生会　身体測定　放課後児童クラブ開所式 体験保育（りんご、野菜づくり）　避難訓練　茶の湯くらぶ（５歳児） 内科健診　歯科健診　英会話であそぼう（４～５歳児）　保健指導 ☆親子ふれあい広場（教育・保育参加日） ことばのパレットタイム（３～５歳児）　空き缶拾い　かがくタイム（４～５歳児）
5	お誕生会（子どもの日）身体測定　避難訓練 母の日　茶の湯くらぶ（３～５歳児）　体験保育（りんご、野菜づくり） 安全指導（不審者対策）　英会話であそぼう（４～５歳児） ことばのパレットタイム（３～５歳児）　保健指導　かがくタイム（４～５歳児）
6	歯磨き講習会　父の日　身体測定　防災総合訓練　バス遠足　お誕生会 春の遠足　交通安全指導　体験保育（りんご、野菜づくり）　さつまいもの定植 茶の湯くらぶ（３～５歳児）　ことばのパレットタイム（３～５歳児） 特別体験活動（５歳児）　英会話であそぼう（４～５歳児） かがくタイム（４～５歳児）
7	プール開き、お誕生会、七夕、身体測定　交通安全指導 体験活動（りんご、野菜づくり）　茶の湯くらぶ（３～５歳児） ☆こども夏まつり　英会話であそぼう（４～５歳児）　避難訓練 ことばのパレットタイム（３～５歳児）　かがくタイム（４～５歳児）
8	体験活動（りんご、野菜づくり）　お誕生会　身体測定　避難訓練 交通安全指導　英会話であそぼう（４～５歳児）　保健指導 ことばのパレットタイム（３～５歳児）　茶の湯くらぶ（３～５歳児） かがくタイム（４～５歳児）
9	☆こどもアート展（作品展）　お誕生会　身体測定　避難訓練　交通安全指導 幼年消防防火パレード（５歳児）　保健指導　かがくタイム（４～５歳児） 体験活動（りんご、野菜づくり）　英会話であそぼう（４～５歳児） ことばのパレットタイム（３～５歳児）　茶の湯くらぶ（３～５歳児）
10	お誕生会、十五夜　秋の遠足　茶の湯くらぶ（３～５歳児） 防災総合訓練　交通安全指導　内科健診　歯科健診 身体測定　体験活動（りんご、野菜づくり）　さつまいもの収穫 英会話であそぼう（４～５歳児）☆運動会 ことばのパレットタイム（３～５歳児）　保健指導　かがくタイム（４～５歳児）
11	お誕生会　七五三　体験活動（りんご、野菜づくり）　交通安全指導 身体測定　英会話であそぼう（４～５歳児）　避難訓練　保健指導 ことばのパレットタイム（３～５歳児）　茶の湯くらぶ（３～５歳児） かがくタイム（４～５歳児）
12	☆クリスマス発表会　お誕生会　身体測定　避難訓練 英会話であそぼう（４～５歳児）　プチ・クリスマス会 クッキング（５歳児）　交通安全指導　保健指導　かがくタイム（４～５歳児） ことばのパレットタイム（３～５歳児）　茶の湯くらぶ（３～５歳児）
1	お誕生会　身体測定　避難訓練　交通安全指導　保健指導 きりん組体験活動　歩くスキー（５歳児）　お別れ遠足（５歳児） 英会話であそぼう（４～５歳児）　☆教育・保育参観日　かがくタイム（４～５歳児） ことばのパレットタイム（３～５歳児）　茶の湯くらぶ（３～５歳児）
2	お誕生会　節分　避難訓練　身体測定　保健指導　かがくタイム（４～５歳児） 安全指導（不審者対策）　テーブルマナー（５歳児） クッキング（５歳児）英会話であそぼう（４～５歳児） ことばのパレットタイム（３～５歳児）　茶の湯くらぶ（５歳児）
3	お誕生会　ひなまつり　茶の湯くらぶ（３～５歳児）　身体測定 ☆修了証書授与式　避難訓練　かがくタイム（４～５歳児） お別れ会　交通安全指導　保健指導 英会話であそぼう（４～５歳児） ことばのパレットタイム（３～５歳児）

社会福祉法人松島中央厚生会
こども園長橋　運営規程（園則）

（施設の目的及び運営の方針）

第１条　社会福祉法人松島中央厚生会が設置するこども園長橋（以下「本園」という。）は、教育基本法、児童福祉法、子ども子育て支援法及び認定こども園法並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、楽しく望ましくふさわしい環境を通して、子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的とする。

２　本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）並びに五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年五所川原市条例第 18 号）及び五所川原市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成 16 年五所川原市条例第 20 号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（名称及び所在地）

第２条　本園の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名　称　こども園長橋

（２）所在地　青森県五所川原市大字豊成字田子ノ浦 70 番地 5

（提供する特定教育・保育の内容）

第３条　本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）に基づいて、就労と子育ての両立のために、保護者の労働時間や生活形態の違いによる在園時間等に配慮し、個別の状況に応じた支援を行う。

２　園児の保護者に対しては、子どもの健康や心身の成長発達等、日々の子どもの様子を伝え合い、子育てに関する情報交換を行う。また、育児不安や悩み等の相談には真摯に対応するなど、個別に応じた支援を行う。

３　園児の保護者に対しては、必要状況に応じて、休日保育、通園の送迎などを行い、就労と子育ての両立を支援するものとする。

（特別教育・保育事業）

第４条　特別教育・保育事業は、「五所川原市特別教育・保育事業実施要項」に基づき、保護者が仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、児童の教育及び福祉の向上を図ることを目的として、次の事業を行うものである。

２　延長保育事業は、２号・３号の保育認定を受けた児童について、やむを得ない理由により利用日、利用時間帯以外の日及び時間において、引き続き保育を実施するものとする。

３　障害児教育・保育事業は、特別な養護を要する児童について安全な設備整備と必要な遊具等の環境を保護

し、知識や経験等を有する職員が他の児童と統合保育や個別保育の必要性の状況を見極めながら教育・保育の支援を行うものとする。

4　地域子育て支援拠点事業（自主事業）は、地域の保護者に対して、子育ての親子の交流の場の提供と交流の促進、本園の園児との交流、子育て支援に関する講習会の実施、地域の子育て関連情報提供、子育て等に関する相談や援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することにより、地域子育て支援の充実を図るものとする。

5　一時預かり事業は、１号認定を受けた児童について、保護者の就労や社会参加等により家庭での保育が困難な場合、教育時間の前後又は土曜日、長期休業日等に必要な保護を行うものとする。

6　五所川原市放課後健全育成事業

7　乳児等通園支援事業

8　その他の子どもの健全な発達を支援する事業

（五所川原市放課後児童健全育成事業、乳児等通園支援事業）

第５条　保護者が労働・疾病等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものとする。

2　五所川原市放課後児童健全育成事業の運営等に関しては、「こども園長橋放課後児童クラブ運営規定」に依るものとする。

3　乳児等通園支援事業の運営等に関しては、「こども園長橋　乳児等通園支援事業　運営規程」に依るものとする。

（地域の保護者に対する子育て支援）

第６条　地域の保護者が特別な事情により保育を必要とする場合に入所児童の定員に満たない範囲に限り、状況に応じて一時保育を行うものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第７条　本園が教育・保育を提供するにあたり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、職員の配置については、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に基づくものとする。尚、員数は、入園人数により変動することがある。

（１）園　　長　　１名

園長は、法令等遵守の基、園務をつかさどり、所属職員を監督する。また、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、教育及び保育における一体的な管理運営を行う。

（２）主幹保育教諭　　２名

主幹保育教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどり、改善及び充実の為に必要な指導及び助言を行う。

（３）保育教諭　　５名以上

保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（４）栄養士又は調理師　　１名以上

園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動や調理業務等を行

う。

（５）支援員　　４名以上

支援員は、地域子育て支援、放課後児童クラブの支援、乳児等通園支援事業、保育の補助等、児童の健康や安全等の環境を整え、健全な育成支援の活動を行う。

２　前項の職員のほか、本こども園に補助保育教諭、講師、看護師、事務員、用務員等その他必要な職員を置くことがある。その職務内容は次の通りとする。

（１）補助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

（２）講師は、保育教諭又は補助保育教諭に準ずる職務に従事する。

（３）看護師は、園児の健康や衛生などの養護を行う。

（４）事務職員は、事務等に従事する。

（５）用務員は、園舎内外の消毒や清掃、安全に関する環境整備や園児の送迎など本こども園に必要な業務を行う。

（園医等）

第８条　本園に園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。その職務内容は次のとおりとする。

（１）園　　医　　１名

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（２）園歯科医　　１名

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（３）園薬剤師　　１名

園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導、職員及び保護者への相談・指導を行う。

２　園医等は、園児の健康診断の結果を園長に報告するとともに、その対策について助言、指導しなければならない。

（学年及び学期）

第９条　本園の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学年を分けて次の３学期とする。

第１学期　　４月１日から　７月３１日まで

第２学期　　８月１日から１２月３１日まで

第３学期　　１月１日から　３月３１日まで

（開園時間）

第 10 条　本園の始業及び終業の時刻は、午前７時から午後７時までとする。

（特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日）

第 11 条　本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。但し、１号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

２　本園の休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）年末年始休業日　　１２月２９日から翌年１月３日まで

（３）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

３　１号認定の子どもの休園日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日と夏季休園（7 月 24 日～8 月 16 日）・冬季休園（12 月 24 日～1 月 7 日）とする。

４　保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、こども園長（以下「園長」という。）は、前項の規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に保育を行うことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間）

第 12 条　本園において、教育及び保育の一日の時間数は、次のとおりとする。

（１）１号認定の子ども　午前８時３０分から午後０時３０分まで

（２）２号認定の子ども及び３号認定の子ども

イ　保育標準時間利用認定を受けた子ども

午前７時から午後６時までの１１時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

ロ　保育短時間利用認定を受けた子ども

午前８時から午後４時までの８時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

２　１号認定の子どもについては、前項第１号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、午前７時３０分から午前８時３０分まで又は午後０時３０分から午後６時までの範囲内で、一時預かり事業（幼稚園型）を行うものとする。

３　２号認定及び３号認定の子どもについては、第１項第２号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、下記の範囲内で延長保育を行うものとする。

イ　保育標準時間利用認定を受けた子ども

午後６時から午後７時まで

ロ　保育短時間利用認定を受けた子ども

午前７時から午前８時まで又は午後４時から午後７時まで

（支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び額）

第 13 条　本園に在園する者は、五所川原市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 1 項の規定により認定に応じた居住の市町村の定める額の保育料を支払う。その際、毎月その月分の利用料を月末までに納付しなければならない。但し、延長保育利用等の翌月請求となる利用料は、翌月の月末までに納付するものとする。また、やむを得ない事情がある場合は、請求月の翌月５日(公休の場合は次の平日)までに納付するものとする。

２　本園においては、五所川原市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項の規定により、別表のとおり実費を徴収する。

（１）給食費（別表１参照）

（２）通園送迎費（別表２参照）

３　本園においては、前２項に掲げるもののほか、次に掲げる費用について、別表に定める額の支払いを保護者から受け取るものとする。

（１）一時預かり利用料及び延長保育利用料（別表３参照）

（２）休日保育利用料（別表４参照）

（小学校就学前子ども区分ごとの利用定員）

第 14 条　本園の利用定員は、次のとおり定める。

（１）１号認定の子ども　１５名

（２）２号認定の子ども　１０名

（３）３号認定の子ども　２０名

２　但し、やむを得ない事情がある場合に限り、五所川原市の判断等により、定員を超えて入園を認めるものとする。

第 15 条　本園の学級数は次のとおりとし、１学級は、学年の始めの日において同じ年齢にある園児３０人以内で編成するものとする。

１号、２号認定者

５歳児　１学級　　４歳児　１学級　　３歳児　１学級

３号認定者

２歳児　１学級　　１歳児　１学級　　０歳児　１学級

２　但し、１号認定者１５名、２号認定者１０名の範囲内において、３歳以上児の１学級の人数の変更を許容するものとする。同じく、３号認定者２０名の範囲内においても３歳未満児の１学級の人数の変更を許容するものとする。

３　また、同年齢による学級編成を基本とするが、国で定められている保育教諭定数および部屋の面積が許容範囲内にある場合は、異年齢による学級編成も有りうる。

（特定教育・保育施設の利用の開始）

第 16 条　本園の利用開始に当たり、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた１号認定者から本こども園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（１）利用定員に空きがない場合

（２）利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

（３）当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本こども園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

２　１号認定者について、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、五所川原市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第６条第２項の規定により、次の方法で選考を行い、園長が入園者を決定する。

（１）兄弟姉妹が在園している場合は、優先して入園できるものとする。

（２）その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し入園させる。

３　２号認定者及び３号認定者については、支援法第４２条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定された時は、これに応じるものとする。

（転園、退園又は休園）

第 17 条　本園を転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、あらかじめ、その旨を園長に願い出るものとする。

（利用の終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第 18 条　本園は、次に掲げる場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

（１）１号認定の子ども及び２号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき

（２）２号認定の子ども及び３号認定の子どもの保護者が、子どもの・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第１条の規定に該当しなくなったとき

（３）その他利用継続について、重大な支障または困難が生じたとき

２　園長は、本園の教育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 19 条　本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。

２　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、五所川原市福祉部子育て支援課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

３　園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 20 条　本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上消火、避難、通報及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 21 条　本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による利用子どもに対する虐待当の行為の禁止

（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４）その他虐待防止のために必要な措置

＜その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項＞

（秘密の保持等）

第 22 条　本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

２　子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

３　連携施設を利用する子どもやその家族の秘密を保持する。

４　職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（要望等苦情対応）

第 23 条　本園は、要望及び苦情等の解決に努め、別紙のとおり要望等解決処理規程を定めるものとする。

（保健衛生管理）

第 24 条　本園は、保健衛生管理を次のように実施する。

（１）保育教諭は、園児の成育歴、既往歴、家族の健康状態の調査を行う。

（２）園児の身長、体重の測定(毎月)

（３）園医及び園歯科医による検診(内科健診…年２回、歯科健診…年２回)

（４）感染症及び食中毒その他の予防等の実施

（５）職員の健康診断(年１回)

（６）園舎内外の消毒、清掃等、適切な衛生管理

（安全管理・不審者対応・事故防止）

第 25 条　本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故防止するための体制を整備する。

２　事故発生防止のため職務分担及び職員に対する研修を実施する。

３　本こども園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

４　不審者等侵入防止の措置としては、不測の事態に備えた必要な対応を図り、２ケ月に１回の避難訓練を行うものとする。

５　本こども園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講ずる。

６　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に関する機関が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、五所川原市福祉部子育て支援課にも報告する。

（業務の質の評価）

第 26 条　本園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指すものである。

２　保育教諭等の自己評価及びこども園の自己評価については、年１回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

（記録の整備）

第 27 条　本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）教育・保育の実施に当たっての計画　　５年間保存

（２）提供した教育・保育に係る提供記録　　５年間保存

（３）市町村への通知に係る記録　　５年間保存

（４）支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録　　５年間保存

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　５年間保存

（６）幼保連携型認定こども園園児指導要録

①学籍に関する記録については 20 年間保存

②指導等に関する記録については当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

（公　印）

第 28 条　公印の取り扱いは、別に定める公印取扱規程による。

（事務決裁）

第 29 条　当園の事務は、すべて園長の決裁を受けなければならない。

（職務分担）

第 30 条　分掌事務並びにその職務分担については、就業規則第４条別表１に定めるところによる。

（補　則）

第 31 条　この園則で定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この園規則は、平成２７年４月１日から施行する。

この園規則は、平成２８年４月１日から改正施行する。

この園規則は、平成２８年５月１日から改正施行する。

この園規則は、平成２９年４月１日から改正施行する。

この園規則は、平成３１年４月１日から改正施行する。

この園規則は、令和元年１０月１日から改正施行する。

この規程は、令和３年４月１日から改正施行する。

この規程は、令和５年４月１日から改正施行する。

この規程は、令和７年４月１日から改正施行する。

この規程は、令和８年４月１日から改正施行する。

別表１．給食費（食材料費）

区　分	副食費（おかず・おやつ等）	主食費（ご飯、パン、麺類等）
１号認定 ２号認定	月額 4,900 円	月額 500 円
３号認定	利用者負担額に含まれているため無料	

・給食費について、１号認定及び２号認定の園児は、副食費（おかず・おやつ等）4,900 円、主食費（ご飯等）500 円の計 5,400 円（月額）を実費徴収とし、欠席による返金は無いものとする。

・延長保育や休日保育のおやつや軽食などは本園が提供し、休日保育の昼食は各自用意するものとする。

別表２．通園送迎費

区　分	利用形態	10 ㎞未満	10 ㎞～15 ㎞	15 ㎞～20 ㎞	２人目以上
１号認定	朝のみ	無　料	無　料	無　料	無　料
	往　復	無　料	無　料	無　料	無　料
２号・３号認定	朝のみ	月額 1,000 円	月額 1,500 円	月額 2,000 円	半　額
	往　復	月額 2,000 円	月額 3,000 円	月額 4,000 円	半　額

別表３．一時預かり利用料及び延長保育利用料

区　分	認　定	一時預かり時間	利用料	延長保育
１号認定 （満３歳以上）	教育標準時間利用認定 （8:30～12:30）	平日（月～金） 7:30～8:30、12:30～18:00	１日 200 円	
		土曜日、夏季・冬季休園 8:30～12:30	１日 200 円	
		7:30～8:30、12:30～18:00	１日 200 円	
２号認定 （３歳児以上）	保育標準利用認定 （7:00～18:00）			18:00～19:00 100 円
	保育短時間利用認定 （8:00～16:00）	月～土 7:00～8:00、16:00～18:00	１日 200 円	
３号認定 （３歳児未満）	保育標準利用認定 （7:00～18:00）			
	保育短時間利用認定 （8:00～16:00）	月～土 7:00～8:00、16:00～18:00	１日 200 円	

１号認定者は、土曜日及び夏・冬休みが基本的に休みであるため、利用しなければならない場合は、預かり保育対象児として上記のとおりとする。但し、園の都合による行事であって保護者同伴の場合は無料とする。

認定者以外一般の一時預かり（一般型）は、８時～17 時の時間内で、下記のとおりとする。尚、８時以前や 17 時以降の利用については、30 分以内 100 円の追加料金を加算する。

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
金額（円）	2,000			1,500		

別表４．休日保育利用料

１号認定の休日保育料（日曜・祝祭日）については、一日（８時～17 時）単位で下記のとおりとする。

年齢	満３歳児・３歳児	４歳児	５歳児
金額（円）	1,500		

２号認定・３号認定の休日保育料（日曜・祝祭日）については、８時から 17 時までの時間帯とし、振替休日を取得する時は無料とする。但し、園児の養護面の配慮により、休日保育利用日以後、６日以内に振替の休みを取れない場合は、下記のとおりとする。
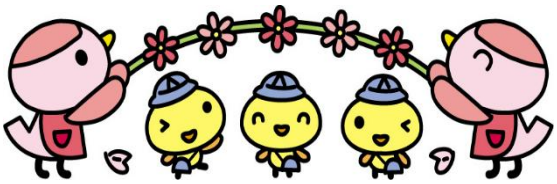
年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
金額（円）	2,000			1,500